

# 伊 勢 市 公 報

第 184 号  
平成 25 年 7 月 5 日  
金 曜 日

## 目 次

	頁
<b>告 示</b>	
○ 伊勢市議会定例会の招集について	2
○ 伊勢市やすらぎ公園プールの使用料の収納の事務の私人への委託について	3
○ 伊勢市二見浦海水浴場施設の使用料の収納の事務の私人への委託について	4
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 参議院議員通常選挙関係	
・ 投票記載所における氏名等掲載順序のくじを行う日時及び場所について	5
・ 不在者投票用紙等の交付場所について	6
・ 永久選挙人名簿登録の移替えの延期について	7
・ 選挙時登録にかかる永久選挙人名簿登録者一覧表の縦覧場所について	8
・ 選挙時における在外選挙人名簿登録者一覧表の縦覧場所について	9
・ 郵便をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて	10
<b>上下水道告示</b>	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	11
<b>公 告</b>	
○ 犬の抑留について	12
○ 公売公告兼見積価額公告	13
○ 都市公園の供用開始について	14
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	15
<b>公 表</b>	
○ 平成 24 年度定期監査結果に対する措置状況について	16

伊勢市告示第 67 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 25 年 6 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 25 年 6 月 24 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 68 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市やすらぎ公園プールの使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 25 年 6 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した者

四日市市新正 4 丁目 1 番 1 号

三重コニックス株式会社

代表取締役社長 吉田 治伸

2 委託期間

平成 25 年 7 月 6 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

伊勢市告示第 69 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市二見浦海水浴場施設の使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 25 年 6 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した者

伊勢市本町 16 番 2 号

公益社団法人 伊勢市観光協会

会長 牧戸 福司

2 委託期間

平成 25 年 7 月 6 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

## 伊勢市選挙管理委員会告示第 38 号

平成 25 年 7 月 21 日執行予定の参議院議員選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めましたので、公職選挙事務執行規程（平成 7 年三重県選管告示第 5 号）第 85 条の規定により告示します。

平成 25 年 6 月 28 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

### 記

- 1 くじを行う日時 平成 25 年 7 月 4 日（木） 午後 6 時
- 2 くじを行う場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市役所東庁舎 4 階  
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選挙管理委員会告示第 39 号

平成 25 年 7 月 21 日執行予定の参議院議員通常選挙における不在者投票用紙等の交付場所を次のとおり設置します。

平成 25 年 6 月 28 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- |   |                     |                         |
|---|---------------------|-------------------------|
| 1 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 | 伊勢市役所東庁舎 4 階伊勢市選挙管理委員会室 |
| 2 | 伊勢市二見町江 420 番地 1    | 二見総合支所                  |
| 3 | 伊勢市小俣町元町 540 番地     | 小俣公民館                   |
| 4 | 伊勢市御菌町長屋 1221 番地    | 御菌公民館                   |

伊勢市選挙管理委員会告示第 40 号

平成 25 年 7 月 21 日執行予定の参議院議員通常選挙に伴い、平成 25 年 6 月 17 日以降同年 7 月 21 日までの間は、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条但し書の規定により、選挙人名簿の移替えを行わず、平成 25 年 7 月 22 日以後に延期します。

平成 25 年 6 月 28 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

伊勢市選挙管理委員会告示第 41 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき、平成 25 年 7 月 3 日に選挙人名簿に登録をした者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり関係人の縦覧に供するので告示します。

平成 25 年 6 月 28 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- 1 縦覧の日時           平成 25 年 7 月 4 日  
                                午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
  
- 2 縦覧の場所           伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
                                伊勢市役所東庁舎 4 階  
                                伊勢市選挙管理委員会室



伊勢市選挙管理委員会告示第 42 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 7 第 2 項の規定に基づき、在外選挙人名簿に新たに登録した者の氏名、登録申請の経由領事館の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり関係人の縦覧に供するので告示します。

平成 25 年 6 月 28 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- 1 縦覧の日時 平成 25 年 7 月 4 日  
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 2 縦覧の場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市役所東庁舎 4 階  
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選挙管理委員会告示第 43 号

公職選挙法施行令第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4 第 3 項の規定による不在者投票の投票用紙等を選挙期日の公示の前日に請求を受けた場合にあつて、郵便をもって発送する時は、選挙期日の公示の日の前々日からと定めます。

平成 25 年 6 月 28 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

伊勢市上下水道事業告示第 20 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 25 年 6 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
329	樋浩設備	度会郡度会町長原 468 番地 1	平成 25 年 6 月 18 日

## 伊勢市公告第 37 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 25 年 6 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	上地町	雑種	茶	雄	小	91 日 以上	首輪あり
2	小俣町明野	雑種	茶	雌	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 25 年 6 月 19 日

3 抑留期限 平成 25 年 6 月 26 日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 38 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収税課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

平成 25 年 6 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	平成 25 年 7 月 5 日 13 時 00 分から 平成 25 年 7 月 19 日 23 時 00 分まで
	入札期間	平成 25 年 7 月 26 日 13 時 00 分から 平成 25 年 8 月 2 日 13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定の日時	平成 25 年 8 月 9 日 13 時 30 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収税課	
買受代金の納付の 期 限	平成 25 年 8 月 9 日 14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	制限しません。ただし、国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	1,830,000 円	
公 売 保 証 金	190,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

伊勢市公告第 39 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 25 年 6 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
伊勢前山西公園	前山町字西山 1329 番地 5 ほか	815.87

供用開始の期日 平成 25 年 6 月 24 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市公告第 40 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による意見書の提出はありませんでした。

「次」は省略し、伊勢市農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

平成 25 年 6 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

伊勢市産業観光部農林水産課

伊勢市監査委員公表第3号

平成24年度定期監査結果（前期）（意見）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成25年6月19日

伊勢市監査委員 鈴木 一博  
伊勢市監査委員 中井 豊  
伊勢市監査委員 山根 隆司



定期監査結果（前期）に対する措置状況

【検査室】

所管課等	意見	措置状況
検査室	<p>意見</p> <p>(1) 契約後の設計変更については、施工状況により必要と認められる場合もあるが、担当職員への研修等により、当初設計時における調査の精度向上について指導を望むところである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>設計変更の削減については、検査室としても取り組んでいるところであり、今年度についても検査室主催で研修会を開催し、担当職員への指導育成に努めました。また、建設技術検討委員会においても、各所属長へ所属職員への周知、指導を依頼しました。</p> <p>今後についても、研修会等を通じ担当職員への指導育成に努めていきたいと考えています。</p>

【総務部】

所管課等	意見	措置状況
総務課	<p>意見</p> <p>(1) 各部局における起案文書において、鉛筆書き、受付印漏れ、決裁印漏れ、発送（施行）日漏れ、訂正の押印漏れなど基本的なミスが見受けられる。文書の取扱いについては文書管理規程に基づき、適切な文書管理を行うよう各部局への指導を徹底されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>文書事務については「伊勢市文書管理規程」に基づき適正に処理するよう、各部局の所属長へ通知を行い、徹底するよう取り組んでいます。</p>
職員課	<p>意見</p> <p>(1) 定員管理計画に基づき職員数は計画的に削減されているところであるが、人事異動後の年度初めに、事務処理の誤りが目立ち、急激な職員数減少の影響も原因のひとつと考えられるため、現状の業務量と定員数について検証を行い、適切に対応されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>定員管理計画の実施期間の終了に伴い、さまざまな角度からの検証を現在行っています。</p>

	<p>(2)財務会計システム及び文書管理システム端末入力等の実務の研修については、新規採用職員だけでなく、実務を行っている嘱託職員への研修についても検討されたい。</p>	<p>「実施中」 嘱託職員への実務研修につきましては、各職場のOJTで対応しております。</p> <p>「検討中」 各システムの実務研修につきましては担当課と調整し、嘱託職員の研修参加の機会を作っていきます。</p>
課 税 課	<p>意見</p> <p>(1)電子申告については関係機関との連携の下、県下でもトップレベルで利用率が高く、業務の効果を上げていることは評価するものであるが、さらに方法等を研究し利用普及の啓発を図り、業務の削減に努められたい。</p>	<p>「実施中」 電子申告システム・国税連携システムにより適正かつ迅速な課税処理を行っています。</p> <p>また広報、ホームページへの掲載や税務署と協調して利用の促進を図るなど、より積極的な電子申告の利用を啓発し、事務量の軽減と省力化を図るべく取り組んでいます。</p>
収 税 課	<p>意見</p> <p>(1)市税については、三重地方税管理回収機構、債権回収対策室と連携し、滞納処理の強化を図っているところであるが、財源の確保と負担の公平性を保つため、滞納者の実状を把握したうえで、効果的な滞納整理を積極的に行い、収入未済額の解消に努められたい。</p>	<p>「実施中」 各関係機関と連携を図り、財産調査、滞納実態調査、納税折衝を強化するとともに、差押執行を進め、収納率の向上及び収入未済額の縮減に努めています。</p> <p>また、平成25年度からは、滞納整理の新たな取組みとして、三重県個人住民税特別滞納整理班へ職員を派遣し、県と共同で住民税滞納額の抑制に努めています。</p>
債 権 回 収 対 策 室	<p>意見</p> <p>(1)公債権の収入未済額については、負担の公平性の観点からも収納率向上に向けて当該課と連携し、換価性の高い債権の差押えの強化による滞納整理や、債権回収方法について一層の研究、充実を図られたい。</p>	<p>「実施中」 各公課所管課と連携を図りながら、より効率的・効果的な滞納整理の方法を研究し、日々の業務に取り組んでいます。</p>

【情報戦略局】

所管課等	意見	措置状況
秘書課	<p>「意見」</p> <p>(1) タクシー券の支払いについては、業者の請求が遅れたため、平成23年度分のタクシー代の過年度払いが生じたが、今後はタクシー券発行状況の管理等について、より適正な事務執行となるよう努められたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>タクシー券の発行日、発行枚数について、より厳密に把握し、請求漏れがないように努めています。</p>
情報調査室	<p>「意見」</p> <p>(1) 公共施設マネジメント白書が発行されたところであるが、積極的に市民に白書の周知を図るとともに、今後の公共施設の必要性、施設の在り方についての方向性を検討されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>白書のホームページへの掲載や広報いせにおいて「シリーズ考えよう公共施設について」を連載し、市民向けに周知を図っています。</p> <p>また、今後の方向性については、市民・職員との情報共有、意識啓発を図りながら具体化していきたいと考えています。</p>

【環境生活部】

所管課等	意見	措置状況
戸籍住民課 (各支所を含む)	<p>意見</p> <p>(1) 自動交付機については本年度更新されたところであるが、市民の利便性の向上とともに人件費削減効果も期待できることから、最大限活用されることを望むものである。また、その基となる市民カードについて積極的にPRを行い普及に努められたい。</p> <p>(2) 諸証明申請書について、本庁、総合支所、支所によって様式が一部異なっていたため、調整を行い統一を図られたい。</p> <p>(3) コミュニティセンター利用</p>	<p>「措置済み」</p> <p>自動交付機の利用促進及びいせ市民カードのPRについては、広報いせ等により、市民に周知しています。今後も定期的にPRに努めていきます。</p> <p>「措置済み」</p> <p>調整を行い統一しました。</p> <p>「措置済み」</p>

	件数と人数の報告で、支所によって件数の数え方が異なっていたため、調整を行い統一を図られたい。	調整を行い統一しました。
人権政策課	意見 (1)市有財産売却及び財産貸付収入にかかる収入未済額の解消に向けて、引き続き一層の徴収業務に取り組まされたい。	「実施中」 訪問徴収を実施中。 引き続き、各世帯の収入、生活費、家庭状況等、今後完済可能かどうか、聞き取り調査等を行い収納に努めていきます。また、聞き取り調査等の中で、賃貸借契約への移行についても検討していきます。
環 境 課	意見 (1)市営墓地管理手数料滞納繰越分の回収については努力されているところであるが、引き続き回収に努力されたい。	「実施中」 滞納者への督促状の送付、電話での催促及び訪問徴収を行っています。 納入通知書が返送された滞納者に対しては、住民基本台帳の情報により転居先を調査し、郵送しています。
清 掃 課	意見 (1)投棄場使用料の領収書控の収入科目欄に科目名を記入していないため、適正な事務処理に努められたい。	「措置済み」 投棄場使用料の領収書控（平成24年度分）の収入科目欄に科目名を記入しました。 今後、年度ごとに領収書を作成する際に、じん芥収集手数料同様、ゴム印により科目名の記入するよう、徹底します。

### 【健康福祉部】

所管課等	意 見	措 置 状 況
健 康 課	意見 (1) タクシー券の支払いについては、業者の請求が遅れたため、平成23年度分のタクシー代の過年度払いが生じたが、今後はタクシー券発行状況の管理等につい	「措置済み」 タクシー券発行の一覧表を作成し、支払い事務の際、業者からの請求書と確認を行うように改善しました。

	て、より適正な事務執行となるよう努められたい。	
医療保険課	<p>意見</p> <p>(1) 国民健康保険料については、昨今の厳しい経済状況から納付実績は一段と厳しい状況であるが、債権回収対策室と連携し収納率の向上に特段の努力を願うものである。</p> <p>(2) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）については、医療費削減につながることから、利用促進を図るため、市民への効果的なPRに努められたい。</p> <p>(3) 時間外勤務については、やむをえない事情も理解するが、職員の健康管理及び人件費抑制の見地から、更なる業務の見直しを図り、その削減に努力されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料については、債権回収室のみならず同じ課題を抱える部署とも連携を図り、徴収一元化に向けての取り組みなど収納率向上に向け業務の改善を進めています。</p> <p>「実施中」</p> <p>ジェネリック医薬品希望カードの利用について、市ホームページ及び広報いせで普及啓発を図りました。</p> <p>今後、ジェネリック医薬品の差額通知の送付についても、先進地事例を調査・研究し、医療費削減につながる取り組みを検討したい。</p> <p>「実施中」</p> <p>データ処理方法を見直し、効率的に事務処理ができるように電算システムの改修を行いました。</p> <p>引き続き、業務量削減につながるように業務の見直しを行い時間外勤務の削減に努めます。</p>
介護保険課	<p>意見</p> <p>(1) 時間外勤務については、やむをえない事情も理解するが、職員の健康管理及び人件費抑制の見地から、業務の適正な配分を行い、その削減・平準化を図るよう努力されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>第1号被保険者数及び要介護認定者数の増加が見込まれる中、介護保険事業の推進のため今後も事務量の増加が見込まれますが、引き続き業務の適正な配分を検討、実施し、また、健康管理の面からも時間外勤務の削減・平準化を図るよう努めます。</p>

生活支援課	<p>意見</p> <p>(1)高齢化や雇用情勢の悪化等により、全国的に生活保護受給世帯が増加傾向にあると言われており、本市においても例外ではない。生活保護受給者の自立・就労支援については、関係機関とも連携を図りながら就労指導等、積極的に推進されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>平成24年度には保護率が1%を超える中、稼働年齢層の内就労阻害要因のない者も増加しています。</p> <p>これに対し、就労による自立支援の充実・強化策として、公共職業安定所との連携によって、個々の保護受給者の状況やニーズに応じた就労支援を行なっており、また、独自の就労支援も含め収入増により同年度中に10人が保護から自立となったところ。今後も関係機関と連携し、更なる就労支援に努めてまいります。</p>
こども課	<p>意見</p> <p>(1)保育所において、主食費の支払いについて、請求書どおりに支払われていないものがあつたため、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(2)保育料の収入未済額については、滞納理由を充分精査し、きめ細やかに対応するとともに悪質な滞納者に対しては厳しい姿勢で対応し、その額の削減に努力されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>利用者からの預かり金である主食費の業者への支払い時には、請求書と現金の確認を口座からの現金の払出時に所長が、業者への支払時に担当が行うことにより、複数回、複数の者が確認するよう支払事務処理方法を改善しました。</p> <p>「実施中」</p> <p>保育料の収入未済額については、納付催促の中で滞納理由を聴取し、そのうえで分納等の相談に応じています。今後は、滞納理由を充分精査し、債権回収対策室と連携して保有財産を把握し、悪質な滞納者に対しては差押等の法的処分を行い、一層の未収金回収に努めます。</p>

【産業観光部】

所管課等	意見	措置状況
商工労政課	<p>意見</p> <p>(1)やすらぎ公園プールの領収書</p>	<p>「措置済み」</p>

	<p>控の収入科目欄に科目名を記入していないため、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(2) 消費者行政については、消費生活センターにおいて、市民からの消費生活トラブル相談の対応や、高齢者対象の出前講座などを行なっているが、今後も、消費生活トラブルの発生・拡大を防止し、振込め詐欺や新たな手口の詐欺等の犯罪防止のため、更なる啓発に努められたい。</p>	<p>領収書を発行する際、領収書控の収入科目欄を必ず確認し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>「措置済み」</p> <p>消費生活トラブルを未然に防止するため、高齢者を対象とした出前講座を実施しており、講座内容の充実にも努めています。また、小さい頃からお金に関する正しい知識を身につけてもらうため、小学生を対象とした出前講座も実施しています。日々の相談においても、相談者に対して迅速かつ的確に助言できるよう相談員の質の向上に努めていきます。</p>
農林水産課	<p>意見</p> <p>(1) 獣害対策事業については、追払い組織による有害獣の追払い、獣害防止柵の設置などにより、農作物の安定生産ができるよう努めているが、今後も、被害状況やこれまでの獣害対策の成果を検証し、効果的かつ効率的な獣害対策を推進されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>平成20年度から国の交付金事業を活用し、有害獣の侵入防止と捕獲の総合的な被害防止対策を進め、被害の軽減に努めています。</p> <p>今後も、獣害につよい地域づくりに向けた取り組みを関係機関と一体となって推進していきます。</p>
観光企画課	<p>意見</p> <p>(1) 地震などの災害時における観光客への安全対策として、一部地域において災害避難マニュアルが作成されたところであるが、遷宮行事を目前に控え、多くの観光客の来勢が見込まれることから、モデルケースを参考に地域の特性に応じた災害避難マニュアルの作成を望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>観光地域における観光客対策は、喫緊の課題であります。その一方で、地域の方々が一丸となって取り組むことが必要であるため、事業の成果を急ぐことは、実効に繋がりにくい恐れがあります。</p> <p>そんな中、平成24年度事業の成果の一つとして、平成25年2月末を目処に二見地域における津波避難マップを完成させる見込みとなっております。</p>

【市立伊勢総合病院】

所管課等	意見	措置状況
医療事務課	<p>意見</p> <p>(1) 診療費の未収金については、支払督促を申し立てるなど努力されているところであるが、公平性の観点からも一層の回収に取り組まれるよう望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>クレジットカードを利用した料金決済（平成22年8月導入）や高額療養費限度額認定制度のPR強化により未収金発生の防止に努め、未収金が発生した場合には、早期に電話や手紙により催告を行うとともに、場合によっては訪問徴収を行うなど回収強化に取り組んでいます。さらに、平成22年3月より導入した支払督促制度を適用する対象者の範囲の拡大や債権回収業務委託の導入を図ります。</p>